

○個別避難シートの作成のながれ

事前準備

- ① 福祉専門職用資料「災害時避難行動要支援者の個別避難シート作成マニュアル」を確認してください。
 - 福祉専門職向けに事業内容・取組の流れ等を記載しております。
堺市HPに掲載していますので、内容をご確認ください。
- ② 要支援者（家族）に個別避難シートの作成について説明を実施してください。
 - 説明時は次の資料を使用してください。
 - ・事業案内資料「災害時における避難行動要支援者の避難支援について」
 - ・事業案内資料「あなたの準備は大丈夫？」
 - ・事業案内資料「個別避難シートの見本」
 - ・要支援者居住地のハザードマップ※次の方法より確認してください。
 - (1) 堺市e-地図帳（インターネットより検索）
 - (2) 区別防災マップ（堺市HPまたは区役所市政情報コーナー、防災課に配架）
 - (3) 区役所防災担当または危機管理室防災課

日程調整

- ③ 要支援者（家族）と訪問日程の調整をしてください。（候補日の選定）
- ④ 必要に応じて地域包括支援センター等と訪問日程を調整し、訪問日を決定してください。
- ⑤ 要支援者（家族）に訪問日を連絡してください。

訪問

- ⑥ 福祉専門職は、地域包括支援センター等と同行訪問を実施し、避難場所・避難方法等の協議を行います。

作成

- ⑦ 個別避難シート（案）を作成し、堺市（地域共生推進課）へメールで送付してください。**※個別避難シートのパスワードは解除しないでください。**

送信先：chikyosui@city.sakai.lg.jp

内容確認

- ⑧ 提出された個別避難シート（案）を堺市で確認（修正）します。確認（修正）後の個別避難シート（案）の最終確認（内容確認）を実施してください。

説明・交付

- ⑨ 完成した個別避難シート（案）について、要支援者（家族）に説明し、交付してください。



提出

- ⑩ 要支援者（家族）が署名した個別避難シート（原本）を地域共生推進課窓口に提出してください。
- ⑪ 個別避難シート（副本）を支援者、避難先の福祉施設（高齢、障害施設）等に提供してください。

【問い合わせ先】

○避難行動要支援者の取組については

健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課（堺市役所本館7階） （電話） 072-228-0375

○各区の防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発については

堺区自治推進課	072-228-7082	中区自治推進課	072-270-8154	東区自治推進課	072-287-8122
西区自治推進課	072-275-1902	南区自治推進課	072-290-1803	北区自治推進課	072-258-6779
美原区自治推進課	072-363-9312	防災課	072-228-7605		